

災害対策教育用VR機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策教育用VR機器（以下「物品」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸し出しの対象者)

第2条 物品の貸し出しをうけることができる者は、鏡野町内にある次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会
- (3) 教育機関
- (4) こども会
- (5) 福祉団体
- (6) その他、町長が特に必要と認めた団体

2 前項のいずれかに該当する団体であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、物品を貸し出さないものとする。

- (1) 正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのある場合
- (3) 暴力団もしくは暴力団員またはそれらと密接な関わりがある場合
- (4) その他、貸し出しに不相当と認めた場合

(承認申請)

第3条 物品の貸し出しを希望する者（以下「借用者」という。）は、「借用申請書（様式第1号）」により町長に申請し、承認を受けなければならない。

(貸し出しの期間)

第4条 貸し出しの期間は7日以内とする。ただし、町長が必要と認めた場合、これを最長7日延長することができる。

(費用負担)

第5条 借料は無料とする。ただし、借用または返却に要する費用は、借用者が負担しなければならない。

(遵守事項)

第6条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 物品を丁重に扱うこと
- (2) 物品を借用目的以外には使用しないこと
- (3) 貸し出しの期間に関わらず、物品を必要としなくなった時は、速やかに返却すること

(異常が生じたときの届出)

第7条 紛失、盗難、天災等で借用した物品に異常が生じた場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

2 借用者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第8条 借用者は、物品の使用に際して借用者の責に帰すべき事由によって物品を損傷し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、物品の貸し出しに際し必要な事項は、町長が別に定める。